

●新年を迎えて

昨年9月のリーマン・ショック以来、未曾有の金融危機があつという間に実態経済に悪影響を及ぼし、全世界でモノが売れなくなっているようです。

我々の業界では、人つまり技術がだんだんと売れなくなってきました。これが、景気は循環するという仮定のなかでの局面的な不景気なら、次の楽しみな局面に向けて技術の蓄積をあせらず行うところでしょうが、今回の危機は循環的なものではなく、歴史的な大転換期と言われています。このため、各国ベースでは“〇〇”ニューディール政策が流行りつつあり、自治体ベースでは中小企業向け無利子融資を全業種に拡大するなど、緊急回避的なセーフティネットが進められつつあります。

恐ろしい年だった08年が終わり、この新しい09年はどうなるのでしょうか。また激動の年となることが予想されます。

このため都市で言えば、その政策は揺れ動き将来像が描きにくくなっています。こういう時は方法論が重要であると考えます。また、一般に都市計画は市場経済から超然として存在していると言われてはいますが、都市経営を考えるとそこにはねらいが必要です。都市の価値とのバランスのなかで、市場のメカニズムをいかにさせるようなプランが求められます。

全方位に向けて情報受発信能力を高め、市場を創造し価値を創造していくことが重要と考えます。

高尾利文（第一計画部）

●都市計画法改正の動き

国土交通省は、来年度中の国会審議を目指し、部会を設け専門家等の意見を聴くなど、都市計画法改正の検討を進めている。改正については、一度に大改正を行う方向と段階的な改正を進める方向が模索されているようだ。

今回の法改正について、「抜本的な改正」という表現が様々なところで見受けられる。この表現は高齢化、人口減少、環境問題など、都市を巡る状況の変化にあわせて、宅地・都市基盤の供給に重点をおいた現行法から、それらを管理することに重点をおいた新しい法律への抜本的な転換が求められているためであると考えられる。

各方面の情報を踏まえると、以下のような事項が課題として挙げられているようだ。

- 都市と農村の一体的な土地利用コントロール（都市農村計画）
- 都市計画決定等へ時間的な概念を入れる（長期未着手対応、PDCA等）
- 都市計画マスタープランの役割の見直し
- 地区計画法の制定の可能性
- 都市計画に関する訴訟に対応する仕組み など

内山 征（第二計画部）

発行責任者：代表取締役 庄山 高司
事務局：株式会社アルメック 業務部
東京都目黒区青葉台 1-19-14
電話 03-5489-3211・FAX 03-5489-3210
Eメール hotnews@almec.co.jp
ホームページ <http://www.almec.co.jp/>
